

舞 鶴 総 第 261 号

令 和 5 年 2 月 21 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 1 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 5 年 1 月 17 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 損害賠償の額

18,500 円

2 事件の概要

相手方が引揚栈橋を歩行中、市の管理瑕疵により腐食していた栈橋の床板が陥没し、陥没箇所に相手方のブーツがはまり、ブーツが損傷した。

3 発生年月日

令和 4 年 11 月 19 日

4 発生場所

舞鶴市字平地先

引揚棧橋

専決第2号

訴えの提起の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり訴えを提起することについて専決処分する。

令和5年2月6日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 事件名

建物明渡等請求事件

2 訴えの趣旨

相手方は、市営住宅に係る家賃を2年間分以上滞納し、再三にわたる督促にも応じないので、同人に対し、当該建物を明け渡すこと、滞納家賃等を支払うこと及び訴訟費用を負担することを請求するものである。

3 事件に関する取扱い

必要に応じて、和解又は上訴を行うものとする。